法人県民税の超過課税の延長について

埼玉県・県税事務所

1 超過課税の延長

法人県民税の法人税割について、超過税率を課する特例の適用期間を5年間延長することといたしました。(「法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例」令和2年埼玉県条例第41号)

2 超過課税の内容

税率	1. 8% (標準税率1. 0%)
対象法人	〇 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
	〇 資本金の額又は出資金の額が1億円以下で 法人税額が年1,000万円を超える法人
適用期限	令和8年1月31日に終了する事業年度分まで

[※] 税率及び対象法人については変更ありません。

3 超過課税の必要性

本県の財政状況は、県税収入の落ち込みが見込まれる一方、社会保障関連経費などの増加により一層厳しい状況になることが見込まれます。

こうした中にあっても、様々な行政課題が山積しており、とりわけ裏面 に記載された行政需要には今後重点的かつ計画的な対応が必要となります。 納めていただいた税金は、貴重な自主財源として活用させていただきま すので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

《超過課税による税収の活用例》

(1)雇用・中小企業対策

地域経済を支える県内中小企業者の金融の円滑化を図るための制度融 資や、女性・若者・障害者等の就業支援などを行います。



ハローワーク浦和:就業支援サテライト



(2)教育の充実

安全に教育を受けられる環境を維持するための県立学校施設の大規模改修などを行います。



フローリング等の補修・木質化(多目的室)



(3)危機管理・防災対策

災害への対応力を確保・強化し、危機に強い体制整備や地域づくりなどを行います。



防災ヘリコプター

